

溪樹園デイサービスセンター

滝上町介護予防・日常生活支援総合事業

「通所型サービス」運営規程

社会福祉法人 滝上福祉会

溪樹園デイサービスセンター 滝上町介護予防・日常生活支援総合事業
〔通所型サービス〕運営規程

平成 29 年	3 月 16 日	制 定
平成 30 年	3 月 13 日	一部改正
平成 30 年 10 月	9 日	一部改正
平成 31 年	3 月 18 日	一部改正
令和 元年	8 月 29 日	一部改正
令和 2 年	3 月 25 日	一部改正
令和 3 年	3 月 25 日	一部改正
令和 4 年 12 月 12 日		一部改正

社会福祉法人滝上福祉会 滝上町介護予防・日常生活支援総合事業
〔通所型サービス〕運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人滝上福祉会が設置経営する滝上町介護予防・日常生活支援総合事業〔通所型サービス〕(以下「総合事業〔通所型サービス〕」という。)の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

(運営の方針)

第3条 提供する通所型サービスは、滝上町介護予防・日常生活支援総合事業実施要項の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 サービス計画にそった通所型サービスを提供する。
- 3 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者及びその家族のニーズを的確に捉えた個別の通所型サービス計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 5 提供したサービスの質の管理、評価を常に行う。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称は次のとおりとする。
溪樹園デイサービスセンター (以下「事業所」という)

(事業所の所在地)

第5条 本事業所の所在地は次のとおりとする。
北海道紋別郡滝上町字オシラネツプ原野280番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第6条 本事業所に勤務する管理者及び従業者等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
(職員は指定通所介護事業及び総合事業〔通所型サービス〕を兼務するものとする。)

- (1) 施設長 (管理者) 1名 (特別養護老人ホーム溪樹園・ケアハウスアイビーハイツ施設長兼務)

管理者は従業者等の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、通所型サービス計画の作成・調整、居宅介護支援事業者等の他機関との関係において必要な役割を果たす。

事業所の運営・管理に係わる事務・経理、総合事業支給費・利用料の請求等に関する業務、サービスの提供、利用者の介助等を行う。

(3) 看護職員 1名以上

看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

(4) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行う。

(5) 介護職員 3名以上

介護職員は、通所型サービスの提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、通所型サービス計画に沿って、適切な介助を行う。

(6) 運転技術員 1名以上

運転技術員は、利用者の送迎用車輛の運転及び車輛の維持管理並びにその他利用者の介助、施設管理等の雑務に従事する。

(7) 調理員 1名以上

特別養護老人ホーム溪樹園の栄養士の指導を受け、食事の調理及び配膳等の給食業務に従事する。

(営業日及び営業時間)

第7条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日

通所型サービスの内容に係る営業日は、通常毎週月曜日から金曜日とする。

(土曜日・日曜日、及び12月31日から1月3日は休日)

(2) 営業時間

午前8時30分から午後5時30分までとする。

(利用定員)

第8条 指定通所介護及び総合事業〔通所型サービス〕を提供する1日当りの定員は25名とする。

(通所型サービスの内容)

第9条 通所型サービスの内容は次のとおりとする。

(1) 日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

ア 排泄の介助

- イ 移動の介助
 - ウ 養護（休養）
- (2) 健康状態の確認
- (3) 機能訓練サービス
 - 利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービスを提供する。
 - ア 日常生活動作に関する訓練
 - イ レクリエーション
 - ウ 行事的活動
 - エ 体操
 - オ 趣味活動
- (4) 送迎サービス
 - 障害の程度、地理的条件等により、送迎を必要とする利用者については、専用車輛により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車輛への昇降及び移動の介助を行う。
- (5) 入浴サービス
 - 利用者の身体状況等に応じた、必要な入浴サービスを提供する。
 - 入浴形態
 - ア 一般浴槽による入浴
 - イ 特殊浴槽による入浴
 - 介助の種類（必要に応じて行う）
 - ア 衣類着脱
 - イ 身体の清拭、洗髪、洗身
 - ウ その他必要な介助
- (6) 食事サービス
 - 利用者の身体状況、嗜好等に応じた食事サービスを提供する。
 - ア 準備、後始末の介助
 - イ 食事摂取の介助
 - ウ その他必要な食事の介助
 - エ 調理
- (7) 相談・助言等に関すること
 - 利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。
 - ア 日常生活動作に関する相談、助言
 - イ 福祉用具の利用法の相談、助言
 - ウ 家族介護者教室の開催
 - エ その他の生活に関する必要な相談、助言

(通所型サービス計画の作成等)

第10条 通所型サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれ

ている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に通所型サービス計画を作成する。

- 2 通所型サービス計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、通所型サービス計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(通所型サービスの利用料及びその他の費用)

第11条 本事業所が提供する通所型サービスの利用料は、滝上町介護予防・日常生活支援総合事業実施要項で定める額とする。(別紙アによる) 但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払を受ける。(別紙イによる)

(1) 食費一部負担金

(2) 食費一部負担金を除く、食費(食材料費を含む)及び日常生活上の経費や行事・趣味活動に係る経費

但し、これらの経費には、滝上町の委託費が支出される

(3) その他利用者が負担することが適当と認められる費用 実 費

- 2 前項の費用の支払を含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービス内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施区域は次のとおりとする。

滝上町全域

(サービス利用にあたっての留意事項)

第13条 通所型サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又は家族に対し、事業所の運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容等について利用者の同意を得るものとする。

(サービス提供記録の記載)

第14条 通所型サービスを提供した際には、その提供日及び内容、当該通所型サービスについて、利用者に代わって支払いを受ける総合事業支給費の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(秘密保持)

第15条 本事業所の従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 従業員であった者についても、業務上知り得た秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

(苦情処理)

第16条 提供した通所型サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第17条 利用者に対する通所型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第18条 通所型サービスに使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 従業者等は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応方法)

第19条 通所型サービスの提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族、主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じる。

(非常災害対策)

第20条 通所型サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

第21条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

(1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内

(2) 階層別研修 随時

2 管理者は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

3 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、平成３０年８月１日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行する。

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、令和元年１０月１日から適用する。※＜別紙＞料金表

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行する。

<別 紙>

利 用 料 金（標準的料金）

本料金表の自己負担額は、1割として算出した額となっているため、一定以上の所得のある2割負担の方、現役並みの所得がある3割負担の方については、下記のアを2割分・3割分にして読み替えることとする。

ア. 総合事業〔通所型サービス〕対象利用料金

・通所型サービス費

（単位：円／月）

要支援状態	要 支 援 1	要 支 援 2
1. 介護サービス 利用料金	1 6, 7 2 0	3 4, 2 8 0
2. 「1」のうち、総合 事業支給費から 給付される料金	1 5, 0 4 8	3 0, 8 5 2
3. 自己負担額 「1－2」	1, 6 7 2	3, 4 2 8

・通所型サービス費（日割り）

（単位：円／日） ※37

要支援状態	要 支 援 1	要 支 援 2
1. 介護サービス 利用料金	5 5 0	1, 1 3 0
2. 「1」のうち、総合 事業支給費から 給付される料金	4 9 5	1, 0 1 7
3. 自己負担額 「1－2」	5 5	1 1 3

※37 利用開始月、利用終了月、ショートステイを利用された月は、日割り計算となります。

・栄養アセスメント加算 （単位：円／月） ※38

加算項目	栄養アセスメント加算 ※39
1. 加算料金	5 0 0
2. 「1」のうち、介護 保険から給 付される料金	4 5 0

3. 自己負担額 「1-2」	50
-------------------	----

※38 栄養アセスメント加算と口腔・栄養スクリーニング（Ⅰ）、栄養改善加算とは重複して加算されません。

※39 管理栄養士を1名以上配置していること。利用者ごとに、管理栄養士等が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者または家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって必要な情報を活用することで加算されます。

・ 栄養改善加算 (単位：円／月)

加算項目	栄養改善加算 ※40
1. 加算料金	2,000
2. 「1」のうち、介護保険から給付される料金	1,800
3. 自己負担額 「1-2」	200

※40 低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として加算されます。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定されます。また、栄養改善サービスの提供にあたって、必要に応じ居宅を訪問する。

・ 口腔・栄養スクリーニング加算 (単位：円／月) ※41

加算項目	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） ※42〔6月に1回〕	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） ※43〔6月に1回〕
1. 加算料金	200	50
2. 「1」のうち、介護保険から給付される料金	180	45

3. 自己負担額 「1-2」	20	5
-------------------	----	---

※41 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）と同加算（Ⅱ）は、いずれか一の加算のみで、重複して加算されません。

※42 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔及び栄養状態について確認を行い、当該利用者の口腔及び栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者の担当介護支援専門員に提供した場合に加算されます。また、同加算（Ⅰ）と栄養アセスメント加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算（Ⅰ）とは重複して加算されません。

※43 栄養アセスメント加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算（Ⅰ）のいずれかを算定している場合で、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔又は栄養状態について確認を行い、当該利用者の口腔又は栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者の担当介護支援専門員に提供した場合に加算されます。

・科学的介護推進体制加算（単位：円／月）

加算項目	科学的介護推進体制加算 ※44
1. 加算料金	400
2. 「1」のうち、介護保険から給付される料金	360
3. 自己負担額 「1-2」	40

※44 利用者ごとにADL値、栄養状態、口腔状態、認知症の状況その他の心身の状況等に係る基本的情報を厚生労働省に提出していること。必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する場合に加算されます。

・生活機能向上グループ活動加算（単位：円／月）

加算項目	生活機能向上グループ活動加算 ※45
1. 加算料金	1,000

2.「1」のうち、総合 事業支給費から 給付される料金	9 0 0
3. 自己負担額 「1－2」	1 0 0

※45 生活相談員等の従業者が共同で、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所型サービス計画を作成し、この作成及び実施において生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、生活意欲が増進されるよう援助し、心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供され、このサービスが1週につき1回以上行われている場合に加算されます。

・ サービス提供体制強化加算

(単位：円／月) ※46

加算項目	サービス提供体制 加算 (Ⅰ) ※47		サービス提供体制加 算 (Ⅱ) ※48		サービス提供体制 加算 (Ⅲ) ※49	
	要支援 1	要支援 2	要支援 1	要支援 2	要支援 1	要支援 2
1. 加算料金	8 8 0	1, 7 6 0	7 2 0	1, 4 4 0	2 4 0	4 8 0
2.「1」のうち、総合 事業支給費から 給付される料金	7 9 2	1, 5 8 4	6 4 8	1, 2 9 6	2 1 6	4 3 2
3. 自己負担額 「1－2」	8 8	1 7 6	7 2	1 4 4	2 4	4 8

※46 サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)、と同加算 (Ⅱ)、と同加算 (Ⅲ) は、いずれか一の加算のみで、重複して加算されません。

※47 介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 70 以上である場合又は勤続 10 年以上の介護福祉士が 100 分の 25 以上の場合に加算されます。

※48 介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 50 以上である場合に加算されます。

※49 介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 40 以上である場合又は勤続 7 年以上の介護福祉士が 100 分の 30 以上の場合に加算されます。

・ 同一建物から通う方の減算

(単位：円／月)

減算項目	同一建物から通う方の減算 ※50	
要支援状態	要支援 1	要支援 2
1. 減算料金	－ 3, 7 6 0	－ 7, 5 2 0

2.「1」のうち、総合 事業支給費から 給付される料金	－ 3, 3 8 4	－ 6, 7 6 8
3. 自己負担額 「1－2」	－ 3 7 6	－ 7 5 2

※50 同一建物から通う方に対しサービスを提供した場合に所定の料金から減算されます。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる方、その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる方に対して送迎を行った場合は、この限りではありません。

・介護職員処遇改善加算

(単位：円／月)

加算項目	介護職員処遇改善加算（Ⅰ） ※51
1. 加算料金	算出した料金の 1000 分の 59
2.「1」のうち、総合 事業支給費から 給付される料金	算出した総合事業支給費から給付される料金の 1000 分の 59
3. 自己負担額 「1－2」	算出した自己負担額の 1000 分の 59

※51 滝上町が定める基準に従い、介護職員の処遇を改善する取組みを実施した場合、料金として算出した額（利用料金、加算料金、減算料金の合計）の 1000 分の 40 に相当する額が加算されます。

・介護職員等特定処遇改善加算

(単位：円／月) ※52

加算項目	介護職員等特定処遇改善加算 （Ⅰ）	介護職員等特定処遇改善加算 （Ⅱ）
1. 加算料金	算出した料金の 1000 分の 12	算出した料金の 1000 分の 10
2.「1」のうち、介 護保険から給 付される料金	算出した介護保険から給付さ れる料金の 1000 分の 12	算出した介護保険から給付さ れる料金の 1000 分の 10
3. 自己負担額 「1－2」	算出した自己負担額の 1000 分の 12	算出した自己負担額の 1000 分 の 10

※52 厚生労働大臣が定める基準に従い、介護職員等の処遇を改善する取組みを実施した場合、料金として算出した額（利用料金、加算料金、費用料金の合計（介護職員処遇改善加算を除く））の（Ⅰ）1000 分の 12 か（Ⅱ）1000 分の 10 に相当する額が加算されます。

イ. 介護給付対象外利用料金

食 費 一 部 負 担 金 〔 一 食 あ た り 〕	2 5 0 円
その他利用者が負担することが 適 当 と 認 め ら れ る 費 用	実 費

※食費一部負担金を除く、食費及び日常生活上の経費や行事・趣味活動に係る経費については、滝上町の委託費が支出される